

## クラブマンクラス2018参加車両規定

### 第1章 参加車両

本クラスに参加できる車両は、当クラブ(DKクラブ 内ドリフトキングダム事務局)が認めた車両で且つ2017JAF国内競技車両規則第3編スピード車両規定第7章スピードB車両(以下B車両)に従ったものとする。

全ての車両は、さらに次の各条項に従ったものでなければならない。

### 第2章 ドリフトキングダム クラブマンクラス参加車両規定

#### 第1条 参加車両の基本定義

- 1) 自走で参加する場合、一時抹消登録車輛での臨時運行許可証(仮ナンバー)での参加は厳禁とする。
- 2) スピードB車両規定に適合していてもパイプフレーム、単座席の車両は参加できない。
- 3) 車体に打刻されている車体番号が確認できなければならない。
- 4) 本規定によって許されていない全ての変更は禁止されている。車両に対して行うことのできる作業は、通常の整備に必要な作業または使用による摩耗、事故によって損傷した、部品の交換に必要な作業のみである。許可されている変更及び付加物の制限については、後記で規定される。
- 5) 大会に出場するすべての車両は本規則に従うことが義務付けられる。また、その車両を改造する場合は、本規則で許される範囲内とする。大会期間中いかなるときでも、車両がそのすべてにわたってこれら規定を遵守していることを大会の技術委員および審査委員の求めに応じて説明および検証作業に応じることは各参加者の義務である。また、技術委員および審査委員は安全性確保の為、参加車両の構造や状態が危険であると判断した場合には、改善・改良指示を出しその指示には従う事。(尚、その指示にしたがわない場合には、技術委員および審査委員は、その車両の大会記録及び走行を除外することができる。)

#### 第2条 エンジン

##### 1) 使用可能なエンジン

市販されていて通常購入が可能な量産車のエンジンとし、国内で生産された登録自動車用エンジンに限る。気筒数は6気筒までとする。

##### 2) エンジンの変更

条件内でのエンジンの変更を行うことはできるが、それに伴うトランミッションの変更も含み標準車両の車体(モノコック構造体)及びメインフレーム・エンジンメンバーは維持されなければならない、最小限の範囲で改造するものとし切除、切断は禁止され、構造変更検査において取得可能な状態であること。また構造変更を行っていない車両に関しては公道走行が出来ない状態(抹消登録)を明確に出来る書類を提出し技術委員の承認を得ること。

(ア) 条件として、他メーカーのエンジンや気筒数に変更される場合は、事前に改造申請を行い技術委員会の承認を取ってから作業を開始すること。承認を得られない場合は技術委員の指示に従い処置を行う事。

(イ) プロクラスにおいては2017年度同様に一次抹消登録書で変更されたエンジン型式と参加車両(参加時のエンジン)の原動機が同一のものに限り変更及び参加が許される。

### 3) 排気系統

参加者は開催場所の周辺の環境を守るために国または地方自治体が制定した音量に関する法令に従うこと。また、排気音量は走行中に測定され105dBまでとする。(測定場所はサーキットにより異なる)排気系統は、暫定的であってはならず排気ガスは、排気系統の後端からのみ排出することが許される。排気系統を車室内に通すことは禁止される。排気口の位置は、車両後端で付近に可燃物(燃料タンク)が無い箇所に設けること。排気口は必ず車枠外に向けており、且つ、車体最外側から突出してはならない。※車枠内でリヤホイール中心前での下方への排出は禁ずる。

### 4) 触媒式排気ガス浄化装置

参加車両は、三元触媒もしくは酸化触媒での排気ガス浄化装置を装着しなければならない。また、排気ガスは常に三元触媒もしくは酸化触媒での排ガス浄化装置を通過し排出されなければならない。ウエストゲート出口の排気管の戻しは触媒よりエンジン側のパイプへ戻すこと。ウエストゲートの大気開放は禁止とする。

### 5) エンジンオイル流失防止について(エンジンオイルキャッチタンクに付いて)

オイルがコースに流出することを防ぐためエンジンオイルキャッチタンクを使用する場合、この容器は金属製(スチール製・アルミ製等)で気筒容積が2,000cc以下のエンジンを搭載する車両は最低2ℓ、2000ccを超える車両は最低3ℓの容量を有さなければならない。この容器は、プラスチック製または透明な窓を備えなければならない。オイルキャッチタンク取り付けに伴うホース類の変更は認められるが、素材は出来る限り耐火性で熱対策・ホースの抜け対策を確実におこない、エンジンルーム等に取り付けること。オイルキャッチタンクを取付けた場合、オイルキャッチタンクの出口を必ずサクションパイプ等(エンジン吸気側)に接続しブローバイガスをエンジンへ戻さなければならない。(ブローバイガスの大気開放は厳禁。)

## 第3条 シャシー

### 1) 駆動方式

駆動方式はFR・MR・RR・FFのみとする。

### 2) トランスミッション、ディファレンシャル

量産車での標準装備以外でのシーケンシャルミッションは使用禁止とする。

オイルがコースに流出することを防ぐための確実なオイルキャッチ装置を備えなければならない。その装置の取り付け方法は、針金やテープなどによる暫定的なものであってはならない。オイルキャッチタンクは、トランスミッションのオイルキャッチタンクは金属製または樹脂製で100cc以上の容積があるものでなければならない。取り付け場所は車室外とするが、隔壁のあるトランク内に取り付けることはできる。しかし、その場合に開放部は車外にあること。ディファレンシャルのオイルキャッチタンクは金属製または樹脂製で200cc以上の容積があるものでなければならない。取り付け場所は車室外とするが、隔壁のあるトランク内に取り付けることはできる。しかし、その場合に開放部は車外にあること。トランスミッションとディファレンシャルのオイルキャッチタンクを共用する場合は、その容積が300cc以上あること。

### 3) サスペンション

サスペンションの取り付け点を変更する為のシャシー加工を禁止する。

※シャシーとはボディ本体を意味し、サスペンションメンバーは適応外とする。サスペンションメンバーを加工する場合は、保安基準を考慮し加工・改造を実施すること。

- 4) **重要保安部品（アーム類など）を加工・交換する場合は加工業者および部品製造者の公的な書面、またはそこに相当する書面にて強度などを確認できる部品のみ使用できる。加工方法などを技術委員に書面にて提出し使用の可否を仰ぐ事もできる。**
- 5) **タイヤ**  
一般公道用の市販タイヤとし使用可能サイズは265/35R18以下とする。競技専用タイヤ(通称Sタイヤなど)の使用はできない。

#### 第4条 車体

##### 1) 外観及び形状

車体の外観や形状は第4条2)のフェンダー及び6)、7)、8)の空力装置で認められた変更以外は、量産車の形状を保持されていなければならない。ただし、オープンカーはハードトップを装着すること。また、いかなる車両も車幅は最大200cm以内、全長500cm以内、ホイールベース200cm以上、トレッド120cm以上とする。メインフレームを含むその他基本モノコックの切断は禁止される。ただし、インタークーラーの配管の為の加工など軽微な加工についてはその限りではない。

##### 2) フェンダー

公道走行可能車両の場合でオーバーフェンダー等に変更して車幅が変更されている場合は構造変更されていなければならない。フェンダーは車体のシルエットから遊離した形状であってはならず、確実に車体に固定されていなければならない。

##### 3) 座席

前席に2座席が確保されなければならない。ドライビングポジションを改善する目的で運転座席を交換してもよいがシートを交換する場合、シートレールの強度は当初のものと同等以上でなければならない。4名以上の乗車定員が記載されているB車両は大会出場時に後部座席を取り外すことができる。

##### 4) 窓ガラス

変更は許されないが、フロントウインドウは合わせガラスでなければならない。その為の変更に限っては許される。サイドウインドウに対し無色透明なフィルム等での飛散防止対策を施すことはできるが、フロント及びサイドウインドウへのオフィシャルコントロール以外のステッカーの貼付は禁止する。ドライバーの視野の確保及び傷害を受ける恐れがある為、ひびや割れのあるガラスは認められない。公式車検合格後にひびや割れが生じた場合には、都度技術員の指示に従うこととする。ただし、総排気量が2000cc以下のNA(自然吸気)車両に関しては2名乗車となる場合に限りリヤウインドウ・リヤクォーターガラスの材質の変更が許される。この場合材質はアクリルの場合はリヤウインドウの厚さは4mm以上、リヤクォーターの厚さは3mm以上とする。ポリカーボネイト製の場合は全て3mm以上とし強靱に取り付けられていること。

##### 5) ドア

軽量な材質のものに交換することは禁じられる。また、内張りを取り外すことは禁止されるが、ロールバー取り付けのための最小限の改造は許される。ただし、総排気量が2000cc以下の

NA(自然吸気)車両に関しては、サイドバーを2本とすることによりドアを軽量の材質ものに変更することができる。この場合、純正の形状を保ち、本規則(13)車体内部の基準に準じたものとし、純正同様の開閉機構が残されているものに限る。

6) 空力装置(エアロパーツ)

本条項で新規取り付け、または交換が認められる空力装置(エアロパーツ)は、公道走行の許される一般市販のカーアクセサリ部品(国土交通省令道路運送車両法の保安基準に適合した、空気流調整用部品)とし可動式であってはならず、取り付けはインシュロック等の暫定的な方法では無く、ボルトナット、ファスナーなどで確実に取り付け走行中に容易に外れないこととする。サイドスカートを取付ける場合は、それが車幅とならないように(最も外側になってはならない)取付けること。また競技中は必ず前後のバンパーを装着すること。

7) 後部空力装置(リアウイング)

後部空力装置を取付ける場合は、公道走行の許される一般市販のカーアクセサリ部品(国土交通省令道路運送車両法の保安基準に適合した、空気流調整用部品)とし無加工で取付けることは許されるが可動式であってはならない。翼端板の加工は禁止される。また、GTウイングに関しては、車体の最外側以内に収まっていなければならない。

8) 補助空力装置(カナード)

カナード(バンパーと一体では無く追加で取り付けられたもの)を取付けることができるが、角の処理を5R以上のものでなければならない。

9) ライト

前照灯、尾灯、制動灯、方向指示灯は正常に作動しなければならない。ガラス製のライト類(AE86、PS13等)は無色透明のガラス飛散防止を必ず実施すること。

10) エアジャッキ

エアジャッキの使用は禁止される。

11) ボンネット等

ボンネット及びリアハッチ、トランクリッドは窓ガラスを含まない(第4条車体(4)において特認が認められた車両は除く)形状に限って、純正部品以外の製品に交換できる。その場合には、少なくとも2個以上のボンネットピン又はファスナーを可能な限り離れた位置に取り付けること。ファスナーは、工具を使用せずに取外しができること。また外部から容易に開閉が行える機構のこと。

※新型自動車歩行者頭部保護基準に該当する車両(自動車登録番号標付き車両で参加の場合)については、ボンネットピン等は突起物にならないような製品を使用すること。

12) 車室

(ア) 車室とは、固定された前部隔壁と後部隔壁で仕切られた空間をいう。

(イ) 2ボックス車両等で、後部隔壁が明確な壁形状を形成されない構造で床面と連続している場合は、最後部座席シートバック背面の直後で、当該面と同等の角度を持った面を想定後部隔壁とし、それと前部隔壁で仕切られた空間をいう。

(ウ) 車室は、エンジンルーム、ガソリンタンク、オイルタンク、ギアボックス、プロペラシャフト、配管のジョイントから隔壁で完全に隔離されていなければならない。防音材および防振材は取り外すことが許されるが、車室外と通じる穴は金属素材またはゴムブーツで完全に塞がなければならない。また、いかなる固定方法を用いてもカーペット(フロアマット)、ダッシュマットは取り外さなければならない。

(エ) 車室の隔壁は、堅固で防火性に富んだ材質を持つものでなければならない。新た

に隔壁を設ける場合は、車室と完全に隔離されるように取付けなければならない。

(オ) 危険性のあるすべての物体ドライバッテリーを除くバッテリー及び可燃性のある物品等は、車室以外に搭載しなければならない。なお、車室内に取り付けが許される付属品とは、安全装置、通信装置、バラスト（許されているもの）、ウインドスクリーンウォッシャー液容器、クールスーツ用諸装置などをいう。

(カ) オイルタンクを荷物室に取付ける場合は、漏油および耐火の隔壁で完全に仕切られていれば許される。

### 13) 車体内部

ダッシュボード及びコックピット廻り、前部の両ドアの内装の取外しは禁止する。変更の場合は安全性に優れた物については認められる。

## 第5条 配管・他

### 1) 配管

燃料およびオイルとブレーキ配管は、外部から損傷を受けぬよう（飛石、腐蝕、機械的損傷等）、すべてを考慮して保護策をとらねばならない。また、室内には絶対に火災および損傷を発生させない配慮を必要とする。量産車の装備がそのまま維持される場合は追加の防護は任意とする。防音材および防振材等を取り除くことにより配管や配線類が露出する場合には適切なる防護策を講じなければならない。量産の装備が保持されない場合は以下の適用が義務付けられる。燃料及び潤滑油を収容する配管を車室内に通しても良いが、車室内部にいかなるコネクターも有さないこと。冷却水を収容する配管を車室内に通しても良いがコネクター部分または配管を不燃物で保護すること。

### 2) 燃料タンク

燃料タンクの移設・変更は禁止される。

燃料タンク及び排気口付近には、有効な断熱処理が施されていること。

一次抹消を行った車両に限りコレクタータンクを別に装着する場合は、最大容量5リットルまでとし、必ず車室外の非燃性材料の隔壁外（荷室）に装着すること。車室内に相当する部分に装着の場合はコレクタータンクを非燃性材料による隔壁を装着し完全に車室と隔離された状態で装着のこと。また運転者から安全が保てる距離に離して装着のこと。またコレクタータンクを増設した場合は必ずサーキットブレーカー（キルスイッチ）を設置しなければならない。

### 3) その他

エンジンオイルのレベルゲージは抜け止め対策をおこなうこと。

クラッチ及びブレーキのリザーバタンクは外れ止め対策をおこなうこと。（純正部品のネジ込み式キャップを使用している場合はこの限りではない）また、軍手などの可燃物で覆うことは禁ずる。

## 第6条 電装品

### 1) バッテリー

バッテリーの位置は自由とするが、強固に取り付けられたドライバッテリーでない場合には車室から確実に隔離されなければならない。また、ショート防止の為に絶縁がバッテリー端子、燃料ポンプ及びセルモーター・オルタネーター（交流発電機）のプラス端子には確実に施されてな

くてはならない。純正部品のプラスチックカバー等は絶縁と認められない。

2) ワイパー

大会期間中は常に正常に作動しなければならない。

3) サーキットブレーカー

サーキットブレーカーを装着している場合は、下記の規定に従うこと。イグニッションスイッチ及び燃料ポンプスイッチは、その位置が確認できるように黄色で明示しなければならない。イグニッションスイッチを変更する場合、ONの位置が上、OFFの位置が下にななければならない。装着するサーキットブレーカーは運転席および社外から操作できる全ての回路を遮断する各々独立した放電防止型のサーキットブレーカー（主電源回路開閉装置）とする。これらは全ての電気回路を遮断できるものであり、エンジンを停止できるものであること。その場所は外部から容易に確認できる位置とし、赤色のスパークを底辺が最小12cmの青色の三角形で囲んだ記号で表示すること。引くことにより機能する車外操作部を持つサーキットブレーカーを運転席の反対側のフロントウィンドシールド支持枠の下方付近に設置すること。車輻の構造上フロントウィンドシールド支持枠の下方付近に設置することが不可能な場合、運転席の反対側のセンターピラーあるいはクォーターピラーの外部から操作が可能な位置に装着することが許される。また公道走行が可能な状態での車輻の場合、サーキットブレーカーの装着は禁じられる。

## 第7条 安全ベルト

衝突時に、ドライバーを保護するのが最大の目的であり、スポーツドリフトの安全性をより高めるため装備、装着が義務付けられる。参加者は、自らを保護するという意識を高めこれらの効果的な装備、装着の重要性を認識する必要がある。

安全ベルトは、その材質、取り付け方法などを含めJAF国内競技車両規則2012第4編付則「ラリー競技およびスピード行事競技における安全ベルトに関する指導要綱」に従ったフルハーネスタイプの4点式以上でターンバックル・リリースシステムを装備すること。その肩部ストラップは幅2インチ以上を有していなければならない（ヘッドアンドネックサポート指定ベルトを除く）。

安全ベルトを座席やその支持体に固定することは禁止される。

1) 車体への取り付け

(ア) シートベルトの性能、乗員拘束の効果等その有効性を確保するために、図1に示す範囲内に装備しアイボルトを使用し取付けること。(図2参照)

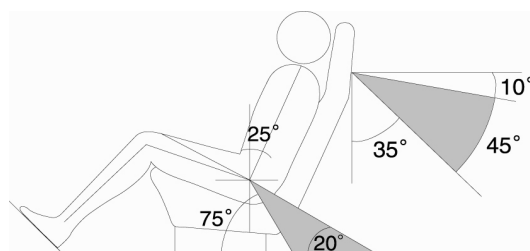
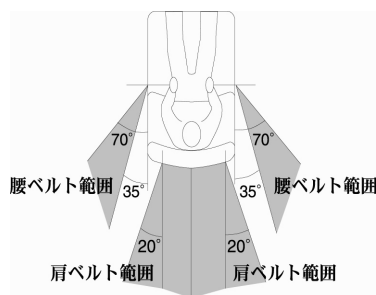


図1

- (イ) 自動車製造者が設置した取り付け部を使用しないで新たに設置する場合は、補強プレートを使用すること。補強プレートは一辺が60ミリ以上で厚みが1.5ミリ以上の鋼鉄製とし、角の処理は6R以上または6ミリ以上の45度面取りとする。(図3参照)

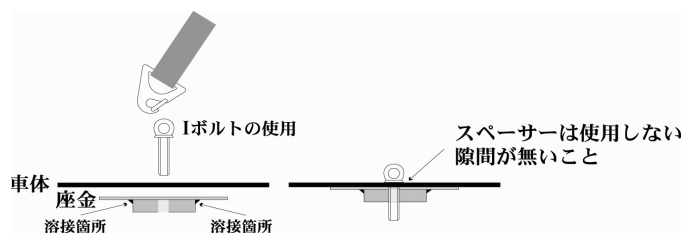


図2

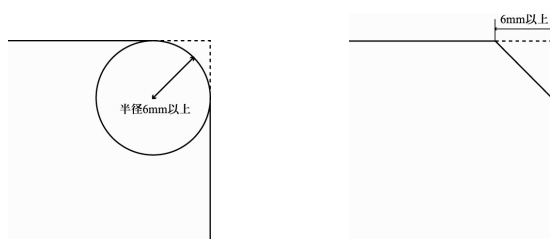


図3

## 2) 維持・管理と寿命

- (ア) ストラップは使用頻度、あるいは化学薬品や太陽光線により劣化するので、常にその状況を点検、確認すること。
- (イ) 一部に傷・亀裂・擦り切れ部が有るストラップは交換すること。
- (ウ) ストラップにベンジンや、ガソリン等の有機溶剤を付着、浸透させてはならない。付着、浸透させた場合は性能が落ち、十分な効果を発揮できなくなる恐れがあるので交換すること。
- (エ) バックル、タンク等の金属部品に曲がり、変形、錆、作動不良等の劣化が認められた場合は、交換すること。
- (オ) 万一事故により、シートベルトに強い衝撃を受けた場合、ストラップ、構成部品等の外観に異常がなくても再使用してはならない。
- (カ) 必ず有効期限が記載されたものを使用し、ベルトに表示されている有効期限を越えて使用してはならない。

## 第8条 消火装置

すべての車両は手動消火器または自動消火装置を装備することが義務付けられる。

### 1) 手動消火器

手動消火器とは消火器単体をドライバー等が取り外して消火を行うための消火器をいう。

2) 取り付け

すべての消火器の取り付けは、クラッシュ時を考慮し、いかなる方向に加えられても耐えられるように取り付けなければならない。金属製ストラップの付いたラピッドリリースメタル（ワンタッチ金具）の装着のみ認められる（最低2箇所装着することが推奨される）。すべての消火器は十分に保護されていなければならない。

3) 取り付け場所・取外し

消火器はドライバーが着座状態でも容易に取り外せる位置に取り付けられなければならない。センタートンネル又は助手席の足元付近へ取付けることを推奨する。

4) 表示・点検

消火器は消火剤の種類、容量又は総重量が明記されていなければならない。外部が損傷している容器等機能／性能に影響を与える恐れがあると判断される場合には、装置を交換しなければならない。製造者が定めた有効年数または、耐用年数を超えて使用することはできない。また、製造者が前記年数を定めていない場合は製造日から7年を使用期限の目処とする。

5) 薬剤容量

粉末の場合で2.0kg以上の内容量があるものを搭載すること。

## 第9条 ロールケージ

1) 全般

ロールケージは6点式以上で運転席側・助手席側に1本以上のサイドバーが装着されていなければならない。また、第4条車体（5）の特認において2000cc以下のNA（自然吸気）車両でドアの材質を軽量なものに変更した場合はその変更したドアに接する部分のサイドバーは2本以上とすること。その素材はスチールまたはクロモリとしてアルミ素材のものは許可されない。使用可能な材料は、メインアーチ部については40ミリφ以上で、スチールの引き抜き鋼管材の場合は肉厚2ミリ以上、クロモリ鋼の引き抜き鋼管材の場合は肉厚1.6ミリ以上とする。追加バー、補強バーに関して衝撃時に乗員が接触する可能性があるように取付けてはならない。

2) 取り付け

JAF国内競技車両規則の2007年以降の第1編レース車両規定の第4章「公認車両および登録車両に関する安全規定」に従うこと。サイドバーの取り付け位置は、ドライビングポジションをとった状態でシートの座面より最低200ミリ以上の位置が望ましい。フロントアーチとメインアーチに装着するブラケットは、ロールバーに直接溶接しなければならない。サイドバーのジョイント部は、ブラケットを介して脱着可能なボルト留めも認められる。

3) 防護の為の被覆

ドライバーを保護するため身体がロールケージに接触する可能性がある箇所には、防護のための衝撃吸収の被覆が施されていなければならない。

## 第10条 牽引用穴あきブラケット

すべての車両は、前後に牽引装置を備えなければならない。この牽引装置は、車両を牽引して移動するのにいかなる場合でも取り付け部分も含め十分な強度を有していなければならない。また、車両がグラベルに停車したときでも使用が可能な位置つまり、車体の最低地上高以上に取り付けられていなければならない。さらに、ボンネットを開けない状態で使用できるように取り付けること。車



体と類似色である場合や、車体内部に格納されている場合は、装着位置がオフィシャル等に明確に判る色で作られた矢印ステッカー等で取り付け箇所を表示すること。

1) スチール製

- (ア) 最小内径：50mm（車両に装着した状態で直径50mmおよび長さ50mmの丸棒が通ること）。
- (イ) 内径の角部はRを付けて滑らかにすること。
- (ウ) 板製の場合、最小断面積（取り付け部分も含む）：100mm<sup>2</sup>
- (エ) 丸棒の場合、最小直径：10mm
- (オ) 黄色、オレンジ色、あるいは赤色に塗装され、車体と類似した着色の場合は矢印などでオフィシャルが判断しやすいように明確にすること。
- (カ) 車両に取付けた状態で、ブラケットがバンパーを超えないものとする。ただし、公道走行時に脱着できるもの、可倒式のものにはバンパーを超えるものも許可する。
- (キ) 公道走行を行う場合は金属製部分が車体最外側とならないように装着するか、取り外すこと。

2) 布製

- (ア) 最小内径：50mm（車両に装着した状態で直径50mmおよび長さ50mmの丸棒が通ること）。
- (イ) 牽引の為に製造され、幅が2インチ以上でメーカーからの確実な試験結果を技術委員が参照できる製品とする。（HPI、RAC製の使用を推奨する）
- (ウ) いかなる場合でも車体最外側にバックル・ステーなどの金属部分が無く、路面に干渉することが無いこと。